

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年9月1日にA社会保険事務所（現在は、B年金事務所）の厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の同社会保険事務所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、47年5月10日であったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月から46年9月までは90ドル、同年10月から47年4月までは80ドルとすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和25年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年9月1日から47年5月10日まで
私がA社会保険事務所で勤務していた昭和45年9月から47年5月までの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人が昭和45年9月1日にA社会保険事務所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが認められ、資格喪失日については、47年5月15日の記載が削除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人はA社会保険事務所において昭和45年9月1日資格取得に係る厚生年金保険の記号番号が払い出されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、当該記号番号の記録は申立人とは別人の記録が収録されているとともに、その別人が所有する記号番号と申立人に払い出された記号番号は類似していることが確認でき、社会保険事務所の記録管理に不備があることが認められる。

さらに、申立人がA社会保険事務所を退職した際に同社会保険事務所から受け取ったとする申立人に係る履歴書によれば、申立人は昭和45年2月19日に同社会保険事務所に採用され、その後は任用の更新を繰り返し47年5月9日まで同社会保険事務所で継続して勤務していることが確認できる。

加えて、複数の同僚は「申立期間当時、申立人はA社会保険事務所で勤務していた。」と述べており、そのうち申立人と同一の係であったとする同僚の一人は、「申立人と私は配属も一緒の業務第一係であった。私の厚生年金保険の加入記録はあるのに、申立人に記録が無いのはおかしい。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は47年5月10日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳から確認できる標準報酬月額の記載から、昭和45年9月から46年9月までは90ドル、同年10月から47年4月までは80ドルとすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年1月まで

申立期間当時、私の夫は、染織業の見習いで収入もなく、私のパート収入と貯金を切り崩して生活しており、国民年金保険料を納付することができなかったため、夫婦で申請免除の手続を行った記憶があり、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、夫婦一緒に免除申請をしたと述べているが、申立人の夫も当該期間の保険料は未納となっている上、申立人が居住する地域の役場が保管する世帯主である申立人の夫の「平成13年度市町村民税・道府県民税課税台帳」によると、同年度の市町村民税は賦課されていないものの、生命保険料の控除欄に3万5,000円と記載されていることが確認できる。このことについて、昭和60年6月にA県が各市町村長宛て通知した「国民年金保険料免除事務処理要綱(市町村用)」によると、市町村民税が賦課されていないこと等により国民年金保険料の免除が認められる場合であっても、「生命保険等の控除が地方税法第34条第1項第5号に定める最高限度額(3万5,000円)のある世帯については、免除しない。」とされていることから、申立人の申立期間の国民年金保険料は免除されていなかったものと推認される。

また、申立人の申立期間における国民年金保険料の免除申請がなされていたことを示す関連資料は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの期間及び13年4月から14年1月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から11年3月まで
② 平成13年4月から14年1月まで

申立期間当時、私は、染織業の見習いで収入もなく、妻のパート収入と貯金を切り崩して生活しており、国民年金保険料を納付することができなかつたので、夫婦で申請免除の手続を行った記憶があり、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係るオンライン記録によると、平成11年8月5日に国民年金の被保険者資格を9年9月に遡って取得したことを示す記録の追加が行われていることが確認できることから、申立期間において申立人は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料の免除申請を行うことはできない。

申立期間②について、申立人は、夫婦一緒に免除申請を行ったと述べているが、申立人の妻も当該期間の保険料は未納となっている上、申立人が居住する地域の役場が保管する世帯主である申立人の「平成13年度市町村民税・道府県民税課税台帳」によると、同年度の市町村民税は賦課されていないものの、生命保険料の控除欄に3万5,000円と記載されていることが確認できる。このことについて、昭和60年6月にA県が各市町村長宛て通知した「国民年金保険料免除事務処理要綱(市町村用)」によると、市町村民税が賦課されていないこと等により保険料の免除が認められる場合であっても、「生命保険等の控除が地方税法第34条第1項第5号に定める最高限度額(3万5,000円)のある世帯については、免除しない。」とされていることから、申立人の申立期間の保険料は免除されていなかったものと推認される。

また、申立人の申立期間における国民年金保険料の免除申請がなされていた

ことを示す関連資料は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和50年7月1日から同年10月1日まで
③ 昭和51年7月1日から同年10月1日まで
④ 昭和52年4月1日から同年10月1日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③及び④はC社において、季節労働者としてそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間①より前の昭和49年5月14日から同年8月6日までA社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた同僚は、「私は、申立人と一緒に季節労働者としてA社で働いていた。同社では、厚生年金保険に入っていなかったと思う。同社に勤務していた期間の年金については、妻が国民年金保険料を納付していた。」と証言している。

また、A社は、「当時の社長は既に亡くなっており、資料も無いことから申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明であるが、現在は、正社員以外の季節労働者等の短期労働者については、雇用保険のみ加入しており、厚生年金保険は未加入となっている。」と回答している。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録が確認できる昭和49年5月から同年8月まで、申立人は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間②より後の昭和51年4月1日から同年7月29日までB社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「当社は健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届を全て保管しており、当該喪失届には申立人の氏名を確認できないことから、申立人について厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。また、季節労働者については厚生年金保険には加入させておらず、雇用保険及び労災保険のみ加入させていた。」と証言している。

また、申立人が氏名を挙げた同僚は、B社で勤務していたことは記憶しているが、厚生年金保険の加入の有無については記憶が無く、当該同僚は申立期間②及び申立人の雇用保険の被保険者記録が確認できる期間において、国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人は雇用保険の加入記録が確認できる期間の一部である昭和51年4月から同年6月までについて、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③及び④について、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間③及び④の一部である、昭和51年9月22日から同年12月20日までの期間及び52年5月19日から同年11月18日までの期間、C社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた同僚は、「私は、申立人と一緒に季節労働者としてC社で働いていた。同社では、雇用保険は加入していたが、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言しており、当該同僚は、申立期間③及び④において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、C社は、既に解散しており、当時の資料は全て廃棄しているため、申立人の勤務実態や社会保険の取扱い状況について確認することはできない。

このほか、申立人が各申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月1日から同年10月1日まで

私は、昭和52年3月1日にB事業所のC食糧管理部を整理解雇され、同日にA事業所が雇用管理するD住宅管理部に採用された。給与支給額が下がった記憶は無いにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録で、同年3月に標準報酬月額が15万円から13万4,000円に下がっていることに納得がいかないので、当時の給与に見合った標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所を承継するE事業所から提出されたF従業員台帳によれば、申立人は同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和52年3月1日付けで職種名が「労務要求事務職」となり、「転入及び低い等級職」の事由により基本給が決定されていることが確認でき、同年5月1日付けで「労務要求事務職」から「営繕検査工」に職種が変更され、「異なる基本給表への変更」事由により基本給が従前より増額となっていることが確認できる。

また、昭和52年10月1日から適用されている申立人の標準報酬月額（17万円）は、同年5月から同年7月までの定時決定の算定対象月に、標準報酬月額が17万円と定時決定されうる給与額が支給されていたものと推認される。

さらに、オンライン記録により、申立事業所に係る整理番号において、申立人の前後の番号190名について調査したところ、申立人と同様に昭和52年3月1日にG事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日にA事業所において同被保険者資格を取得している者が45名おり、このうち、17名は標準報酬月額が低くなっていることが確認できる。

加えて、申立事業所は、申立期間に係る厚生年金保険料控除額が確認できる賃金台帳等の資料は保管していないほか、申立人が氏名を挙げた同僚に照会したものの、申立人が主張する標準報酬月額に係る厚生年金保険料を控除されて

いたことをうかがわせる証言は得られない上、A事業所に係るオンライン記録では、申立期間について申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡もない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 1 日から 60 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 7 月から 60 年 4 月まで、A 社（現在は B 社）に営業部長として勤務していた。しかし、年金事務所の記録によると、申立期間は厚生年金保険の加入期間になっていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する賃金台帳により、申立人が昭和 59 年 10 月から 60 年 4 月まで、A 社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、前述の賃金台帳によれば、昭和 59 年 10 月から 60 年 4 月までのうち、同年 3 月及び同年 4 月の給与から厚生年金保険料が控除されているが、59 年 10 月から 60 年 2 月までの給与からは同保険料が控除されていないことが確認できる上、B 社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人は 60 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に資格を喪失していることが確認でき、同通知書の記録は、厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録と一致している。

また、申立期間当時の A 社の従業員は、「当時の社長からは入社したらすぐに社員を社会保険に加入させるよう指導を受けていた。しかし、当時は、社会保険に加入させる際には、必ず、本人に加入の希望を確認しており、申立人にも何度か希望を確認したが、もう少し待つてほしいとの返事があり、しばらく保留にしていたように思う。」と述べている。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年10月1日まで
私は申立期間において、季節労働者としてA社で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の名称は確認できないものの、申立期間を含む昭和48年3月26日から同年10月15日までの申立人に係る雇用保険の加入記録が確認できるところ、申立人が勤務していたと主張するA社の期間とほぼ合致することを踏まえると、申立人は申立期間において同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料は無く、確認できる資料が無いため不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社が加入していたB厚生年金基金及びC健康保険組合によれば、「申立人が加入していた記録は無い。」と回答している。

さらに、申立人が主任として氏名を挙げた者は、既に死亡しており、申立人が氏名を挙げた同僚に照会しても、申立人の勤務実態や社会保険の取扱い状況について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から47年4月1日まで
申立期間において、A事業所はB業をしており、私はB業の仕事をしていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、「申立人は当社でB業の仕事をしていたとのことであるが、B業は申立期間当時の社長が個人で行っていたものであり、当社の業務とは関係がない。」と回答しており、同事業所の法人登記簿の目的欄には、「C業」以外の業務の記載は無い。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務状況等について確認することができない上、申立人が氏名を挙げた同僚3人のうち、二人は死亡しており、残り一人についても、申立人は姓のみの記憶であることから、個人を特定することができず、証言を得ることはできない。

さらに、申立期間において申立人は国民年金に加入しており、申立期間のうち昭和45年4月から46年3月までについては国民年金保険料を納付しており、同年4月から47年3月までについては国民年金保険料の申請免除期間となっている。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。